

12. 15. 文化遺産

12. 15. 1. 現況調査

(1) 調査内容

① 調査項目

- a. 文化財等の状況
- b. 埋蔵文化財包蔵地の状況

② 調査手法

調査は、表12. 15-1に示すとおり既存資料調査により行った。

表12. 15-1 調査方法

調査項目	調査方法
文化財等の状況	既存資料の収集・整理による方法
埋蔵文化財包蔵地の状況	既存資料調査及び吹田市教育委員会による埋蔵文化財確認調査の結果を整理する方法

③ 調査地域

調査地域は事業計画地及び周辺において、本事業の実施により文化財等及び埋蔵文化財包蔵地の状況に影響を及ぼすと想定される地域とした。

(2) 調査結果

① 文化財等の状況

事業計画地及び周辺における文化財等の状況は、表12. 15-2及び図12. 15-1に示すとおりである。

吹田市には、国指定文化財が7件、国登録文化財が10件、大阪府指定文化財が9件、吹田市指定文化財が18件及び吹田市登録文化財が6件ある。このうち、事業計画地周辺には国の登録有形文化財である「関西大学簡文館」が存在するが、事業計画地内には、国、大阪府及び吹田市が指定する指定（登録）文化財は存在しない。

表12. 15-2 文化財等の状況

種別	名称	指定年月日	所在地	備考
国登録有形文化財	関西大学簡文館	平成19年7月31日	吹田市山手町3	昭和初期の図書館建築

出典：「市内の文化財」（吹田市立博物館ホームページ）

② 埋蔵文化財包蔵地の状況（既存資料調査）

事業計画地及び周辺における埋蔵文化財包蔵地の状況は、表12.15-3及び図12.15-1に示すとおりである。

事業計画地には、垂水遺跡の北西部分が存在する。

表12.15-3 埋蔵文化財包蔵地の状況

番号	名称	時代	種類
1	垂水西原古墳	古墳	古墳
2	垂水遺跡	旧石器・縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡・その他の墓
3	黒色土器出土地	平安	散布地
4	古瓦出土地	奈良	生産遺跡
5	垂水中遺跡 B 地点	古墳・中世	集落跡
6	垂水中遺跡	古墳・中世	集落跡
7	垂水中遺跡 C 地点	古墳・中世	集落跡
8	垂水南遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡・生産遺跡

出典：「大阪府地図情報提供システム」（大阪府ホームページ）

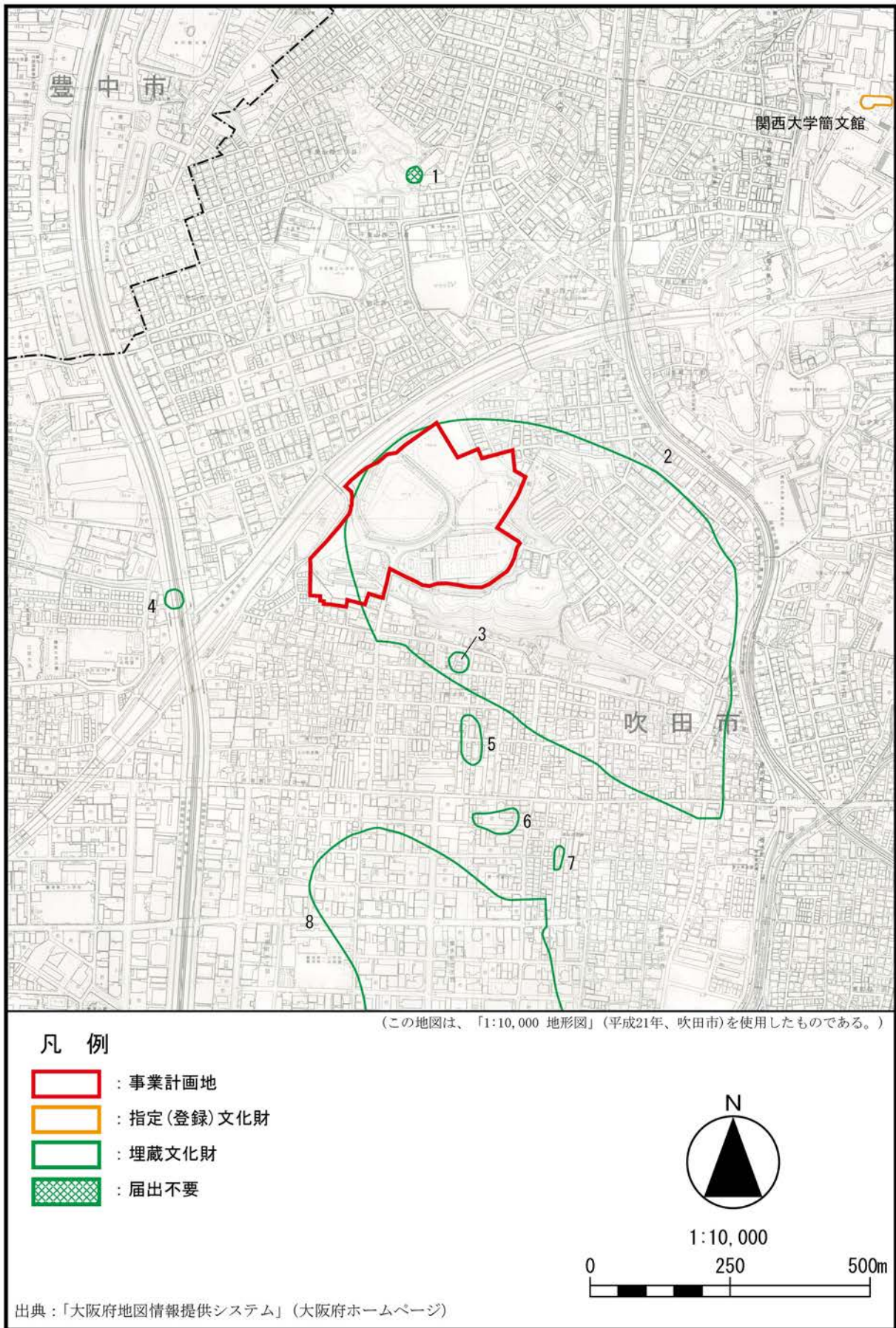


図12.15-1 事業計画地及び周辺における文化財等の状況

③ 埋蔵文化財包蔵地の状況（吹田市教育委員会による埋蔵文化財確認調査の結果）

既存資料調査の結果、事業計画地には垂水遺跡（旧石器時代～中世）の北西部分が存在することから、吹田市教育委員会と文化財保護に基づく協議を行い、吹田市教育委員会に埋蔵文化財確認調査を依頼した。野球場及び付随施設が使用中であることや既存建築物の位置を勘案したうえで、これまでに2回の確認調査が実施されている。確認調査の実施日は表12.15-4に、調査トレンチの配置図は図12.15-2に示すとおりである。

表12.15-4 埋蔵文化財確認調査の実施日

調査回	調査実施日
第1次	平成28年1月14日～21日
第2次	平成28年6月7日～17日

a. 第1次確認調査

第1次確認調査の結果、遺構については、T1-5、T1-6から落ち込みが検出されたものの、いずれも造成時に削平されて生じた崖の近隣に位置し、地山を切り込む形で掘削されていることなどから、いずれも造成後の所産と考えられる。また、他の調査トレンチにおいても、今回の確認調査では、明確な遺構は確認されなかった。

遺物については、T1-1から弥生土器1点、T1-5から土師器1点、T1-10から土師器1点が出土した。いずれも磨滅した小片であり、T1-1は整地層、T1-5が造成後と考えられる落ち込み内、T1-10は盛土層からの出土であることから、造成時あるいはそれ以降に流れ込んだものと考えられる。

b. 第2次確認調査

第2次確認調査の結果、T2-1、T2-2、T2-4～T2-6で確認された谷上の落ち込みでは、元来の地形を形成する自然堆積層は検出されず、T2-1、T2-2、T2-5では遺物の出土もなかった。また、T2-4、T2-6の出土遺物についても上方の盛土層からの出土であることから、造成時に近隣地から流れ込んだものと考えられる。これら5箇所の特レンチ付近では造成により大きく削平され、元来の丘陵地形は残されていない可能性が高いと考えられる。

これに対し、T2-3では上方が平らに削られ、整地層の直下では管の埋設坑等と考えられる攪乱を受けていたが、南側において約23°の傾斜を持つ自然堆積層と考えられる土層が検出され、これらの土層から弥生土器が多量に出土した。

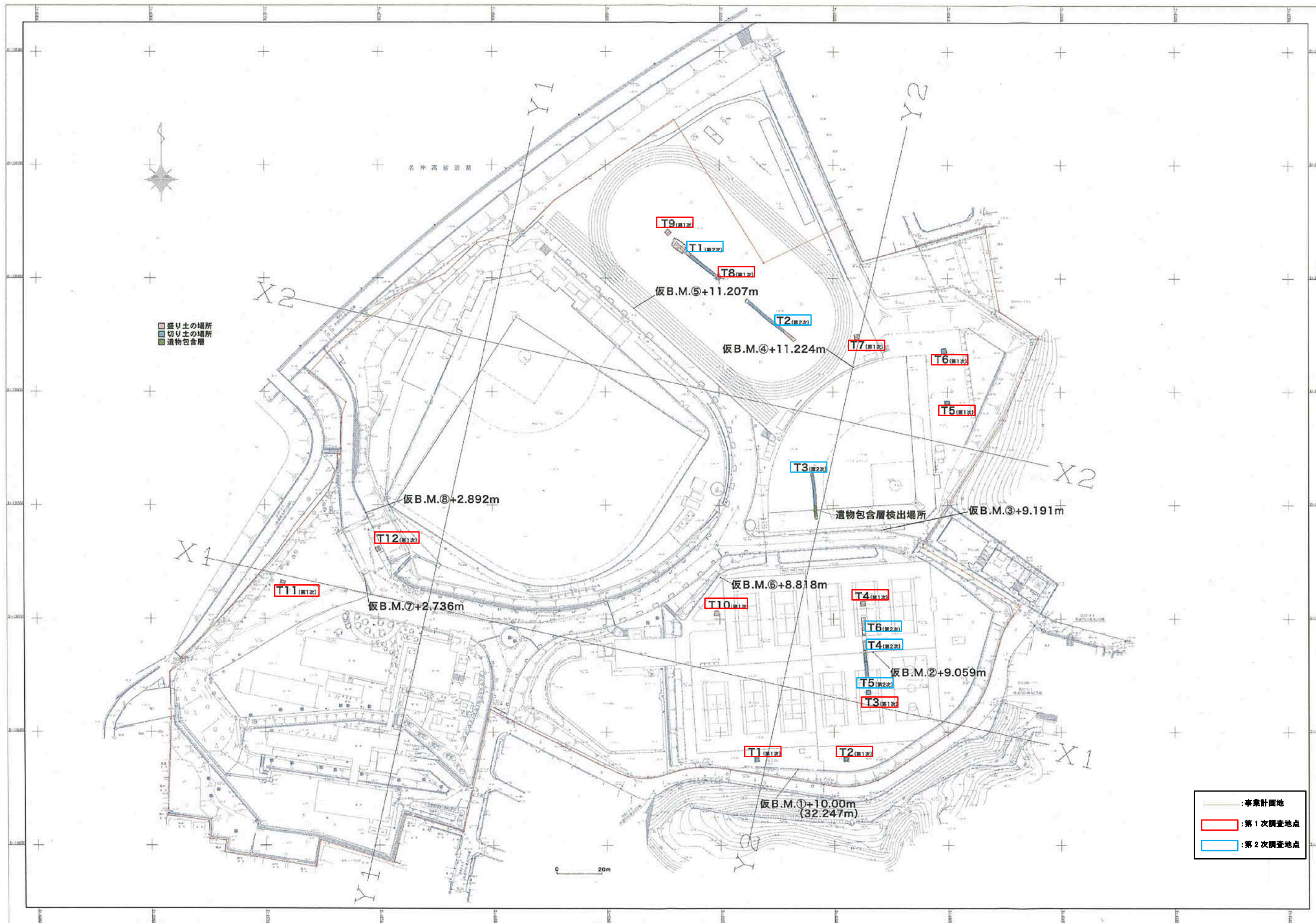


図12.15-2 調査トレンチ配置図

c. 今後の措置

第1次及び第2次確認調査の結果、元々の丘陵地形は、事業計画地北側（現陸上競技場南側からソフトボール場北側）と南側（テニスコート南側）に東西方向に延びる尾根があり、その尾根を挟むように事業計画地北端（陸上競技場北側）と中央（ソフトボール場南側からテニスコート北側）に谷地形が並走していたものと考えられる。グラウンドの造成の際には、これらの尾根を削平して切土とし、盛土して谷を埋め、現在の地形としたと考えられる。

今回調査された事業計画地東側においては、陸上競技場、ソフトボール場北側、テニスコート東側については埋蔵文化財について支障はないと考えられるが、ソフトボール場南側については遺物包含層が確認されたことから、今後その範囲等を確認することが必要と考えられる。

今後の調査予定については、ソフトボール場南側について、遺物包含層の範囲等の確認のため平成28年9月に調査を実施する予定である。また、事業計画地中央から西側についても、引き続き確認調査し、遺構・遺物の包蔵の有無を確認する必要があるが、この場所は、平成28年8月現在、野球場及び付随施設が使用中であり、平成28年末まで利用が継続されることから、事業計画地中央から西側の確認調査は、吹田市教育委員会と調整の上、平成29年始めに実施する予定である。

12.15.2. 工事の実施に伴う影響の予測・評価

① 予測内容

a. 予測項目

予測項目は、掘削工事の実施が文化財等及び埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響とした。

b. 予測手法

予測は、現況の調査結果及び事業計画等をもとに予測する方法とした。

c. 予測地域

調査地域と同様とした。

d. 予測時期

工事中で、文化財等及び埋蔵文化財包蔵地への影響が発生すると想定される時期とした。

② 予測結果

事業計画地内には、指定（登録）文化財は存在しないが、埋蔵文化財包蔵地として垂水遺跡が存在する。

事業計画地内における吹田市教育委員会による第1次及び第2次確認調査の結果、明確な遺構は確認されていないが、一部で遺物包含層が確認された。

今後は、実施中の吹田市教育委員会による埋蔵文化財確認調査に引き続き協力するとともに、確認済みの遺物について吹田市教育委員会と協議を行い、文化財保護法に基づき適切に対応する。また、工事期間中に遺構や遺物が確認された場合にも、吹田市教育委員会との協議を行い、文化財保護法に基づき適切に対応することから、掘削工事の実施が文化財等及び埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響は小さいと予測する。

③ 評価

a. 評価目標

文化遺産についての評価目標は、「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施に伴う文化財等への影響が可能な限り低減されていること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価した。

b. 評価結果

事業計画地内には、指定（登録）文化財は存在しないが、埋蔵文化財包蔵地として垂水遺跡が存在する。

事業計画地内における吹田市教育委員会による第1次及び第2次確認調査の結果、明確な遺構は確認されていない。ただし、遺物包含層が確認されているため、吹田市教育委員会による埋蔵文化財確認調査に引き続き協力するとともに、確認済みの遺物について吹田市教育委員会と協議を行い、文化財保護法に基づき適切に対応する。また、工事期間中に遺構や遺物が確認された場合にも、吹田市教育委員会との協議を行い、文化財保護法に基づき適切に対

応する計画としている。

以上のことから、「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施に伴う文化財等への影響が可能な限り低減されていること」とした評価目標を満足するものと評価する。